

平成29年10月13日(金) 判決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	足立区	足立区の女性 (審査請求人承継人)	平26.2.20	気管支ぜん息 遺族補償費・葬祭料	取消し 認定死亡患者主治医診断報告書、及び主治医作成の死亡診断書では、直接死因は「嚔下性肺炎」、その原因は「不詳」とされている。嚔下性肺炎(誤嚔性肺炎)は高齢者や全身衰弱・脳血管障害などがある場合にしやすいとされるが、環境保健部長通知第587号では指定疾病の続発症の一つに「肺炎」を挙げ、嚔下性肺炎を除外していない。したがって、指定疾病を原因としないことが明らかな誤嚔性肺炎である事情がある場合には当該誤嚔性肺炎を続発症と認めることはできないが、そのような事情がない場合には、本規定の推定により、続発症として扱うべきである。本事案では、明らかに認定疾病に起因しない誤嚔性肺炎であるとの事情は認められない。したがって、認定疾病に起因する誤嚔性肺炎であるとして、給付率は50%を下らないものとするのが相当である。よって、公害健康被害の補償等に関する法律第29条第1項及び第41条第1項の規定に基づく遺族補償費及び葬祭料を不支給とした原処分は違法であるから、これを取り消す。	審査請求人は被認定死亡者の妻。審査請求人は、被認定死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。	葬祭料 平25.5.23 遺族補償費 平25.6.7	平25.9.13

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府堺市の女性	平28.1.12	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 大量の石綿へのばく露歴が認められ、また、著しい呼吸機能障害が認められる。しかし、放射線画像上びまん性胸膜肥厚は認められず、著しい呼吸機能障害はびまん性胸膜肥厚に由来するものとは認められない。以上から、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるとは判定できず、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の妻。申請中死亡者は石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平27.8.24	平27.11.16
2	独立行政法人環境再生保全機構	横浜市の女性 (審査請求人承継人)	平28.3.2	中皮腫 認定	棄却 放射線画像所見では中皮腫を否定することはできなかった。病理診断では、原処分時には悪性腫瘍であるとは認められたが、陽性となる抗体であるcalretinin、WT1、D2-40のうち陽性はWT1のみであった。 当審査会は免疫染色calretininとPAS Alcian blueを改めて行ったがcalretininは陰性であり、中皮腫を指示する結果はえられず、「中皮腫の場合に陽性となる抗体及び陰性となる抗体をそれぞれ2抗体以上確認することが、診断の確からしさを担保するために必須である。」、「中皮腫の場合には、陽性となる抗体(中皮腫を同定するために用いられる抗体)としてcalretininの結果を添付することが強く推奨される。」とする留意事項を満たしていなかった。よって、中皮腫と認めることはできず、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平27.9.10	平28.1.25